

随意契約締結状況（100万円以上）

（平成30年3月）

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約にか かる 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項（備考）
1	供給課事務室・作業室の改修工 事 （島根県赤十字血液センター）	用度課 広島市中区千田町 2丁目5-5	平成30年3月1日	松江土建株式会社 松江市学園南二丁目3番5号	1,576,800円	契約にかかる予定価格が250万円をこ えない工事又は製造に該当するため。 （日本赤十字社会計規則施行細則第35 条第1項）	
2	ITV 設備の部品交換 （日本赤十字社中四国ブロック 血液センター）	用度課 広島市中区千田町 2丁目5-5	平成30年3月12日	パナソニック ES エンジニア リング株式会社 広島市中区中町7-1	4,028,400円	当該設備の施工業者であり、保守が可 能な唯一の業者であることから、契約の 性質又は目的が競争を許さないときに該 当するため。 （日本赤十字社会計規則第36条3項）	
3	照明制御設備の部品交換 （日本赤十字社中四国ブロック 血液センター）	用度課 広島市中区千田町 2丁目5-5	平成30年3月12日	パナソニック ES エンジニア リング株式会社 広島市中区中町7-1	2,084,400円	当該設備の施工業者であり、保守が可 能な唯一の業者であることから、契約の 性質又は目的が競争を許さないときに該 当するため。 （日本赤十字社会計規則第36条3項）	